



## 市では、条例・計画などの策定を進めるにあたり、市民の皆さんにご意見を伺います

1月4日から、下記のパブリックコメント(意見公募)の実施を予定しています。

案件名	町田市スポーツ推進計画19-28(案)
募集期間	1月4日～2月1日
案の公表方法	・本紙1月1日号に概要を掲載(1月4日以降) ・町田市ホームページに詳細を掲載 ・市役所、各市民センター、各市立図書館等で資料の閲覧、配布 ※各窓口で開所日・時間が異なります。
意見等の提出方法	・郵便 ・FAX ・Eメール ・スポーツ振興課(市庁舎10階)ほか、指定の窓口への提出
担当課	スポーツ振興課☎724・4036

## 宅建協会、不動産協会と町内会・自治会加入促進のための協定を締結しました

☎市民協働推進課☎724・4358

市と町田市町内会・自治会連合会は、町内会・自治会への加入促進のため、11月7日に(公社)東京都宅地建物取引業協会町田支部、(公社)全日本不動産協会町田支部とそれぞれ協定を締結しました。今後は、両協会加盟店舗が住宅の販売や賃貸等の契約をする際に、町内会・自治会への加入促進のためのチラシや加入希望書を配布するようになります。



左から不動産協会町田支部の大久保副支部長、町内会・自治会連合会の安達会長、石阪市長、宅建協会町田支部の大滝支部長

## 平成30年秋の叙勲 伊賀健一さんが瑞宝重光章を受章

☎秘書課☎724・2100

市内在住の伊賀健一さん(元東京工業大学長)が、平成30年秋の叙勲で教育研究功勞により瑞宝重光章を受章し、11月22日にご夫妻で市役所を訪れました。伊賀さんは、2013年4月に世界的な学術賞であるフランクリン賞・パウワー賞を受賞し、市では、その功績をたたえ、同年9月に町田市市民栄誉彰を贈呈しています。



## 東京都老人クラブ芸能大会で本町田寿生会が優勝

☎高齢者福祉課☎724・2141

9月25日に文京シビックホール(文京区)で「第55回東京都老人クラブ芸能大会」が開催され、本町田寿生会が優勝し、小池都知事から表彰されました。今大会は、高齢者の生きがいや健康づくりなどを推進する事業の一つとして、東京都老人クラブ連合会と東京都との共催で開催され、都内各地の老人クラブ連合会から推薦された35チームが出場しました。この中で本町田寿生会は、舞踊「花桜」を披露し、優勝しました。この報告のため、12月3日に同

会の皆さんが市役所を訪れました。約40人の高齢者が加入し、舞踊やグラウンドゴルフのほか、通学時の子どもの見守り、町内のパトロールといった地域に密着した活動を日々行っています。



本町田寿生会の皆さん

## 公開している会議 傍聴のご案内

会議名	日時	会場	定員	申し込み
町田市自殺対策推進協議会	1月17日(休)午後2時～3時30分	市庁舎2階市民協働おうえんルーム	5人(先着順)	直接会場へ☎健康推進課☎724・4236



町田のマチ子さん

## 「おかしいな」と思ったら～2017年度の消費生活相談から

☎消費生活センター☎725・8805

昨年度、消費生活センターに寄せられた相談件数は3411件で、前年度より125件、3.8%増加しました。屋根や配水管の無料点検商法や、一度被害に遭った人が再び狙われる二次被害の相談は、引き続き多くなっています。最近の相談事例を紹介します。

### 事例1 相談急増中! ハガキによる架空請求

「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届いた。「訴状が提出された。連絡がない場合は、動産、不動産の差し押さえを強制的に執行する」等と書いてあり、取り下げ期日は明日。差出人は、公的機関のようだ。どうしたらよいか。(60代女性)

#### アドバイス

思い当たることがない場合、架空請求が考えられます。公的機関を装ってハガキを送りつけ、文面に法律用語を使うことで不安をあい、ハガキに記載された連絡先に電話をかけさせようとするもの

です。連絡をするとお金を要求されたり、電話番号等の個人情報を知られてしまうので、連絡をしない方がいいです。



### 事例2 屋根の無料点検 瓦がずれているので補修工事が必要って本当?

4日前、近所で工事をしているという屋根工事の業者が来訪した。「お宅の瓦がずれているので無料点検をする」と言われ、見てもらうと、「このままだと瓦が落ちて雨が漏るかもしれない。15万円くらいで補修工事ができる」と言われた。不安になって契約してしまったが、解約したい。(80代男性)

#### アドバイス

「無料で点検」等を口実に訪問し、点検後に消費者の不安をあお

り、工事や商品の契約をさせられたという相談が多数あります。不安をあおられても、すぐに契約せず、家族に相談したり、他の業者や専門家にも見てもらいましょう。

また、訪問や電話による勧誘で契約した場合、契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフができます。



### 2017年度消費生活相談上位10位

順位	商品名・役務名	件数
1	放送・コンテンツ等(出会い系・アダルトサイト等)	547
2	商品一般(架空請求のハガキ等)	358
3	役務その他(公的機関を装った電話等)	141
4	移动通信サービス(携帯電話・スマートフォン)	116
5	健康食品	109
6	住宅関連工事	106
7	賃貸アパート・借家	101
8	インターネット通信サービス(回線契約)	98
9	フリーローン・サラ金	69
10	自動車	67

### クーリング・オフ制度

訪問販売・電話勧誘等で契約した場合、契約日から8日間(一部は20日間)は、工事の完了や商品の使用(消耗品を除く)とは関係なく無条件で解約できます。クーリング・オフ期間を過ぎていても、販売

方法や契約書に問題があれば解約できる場合がありますので諦めずにご相談下さい。

またクーリング・オフ対象外のものもあるので、詳細は消費生活センターへお問い合わせ下さい。

### 困った時は消費生活センターへ

○相談専用電話☎722・0001(受付時間=月～土曜日、午前9時～正午、午後1時～4時、祝休日、年末年始を除く)  
※来所相談も随時受け付けています。

※土曜日は電話相談のみとなります。  
○消費者ホットライン(消費者庁)☎188(いやや)  
※最寄りの相談窓口をご案内します。